



# SMTB年金ニュース

(平成25年4月19日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 非継続基準抵触時の積立比率に応じて掛金を 設定する方法の見直し検討について

非継続基準の財政検証に抵触した際、「積立比率に応じて掛金を設定する方法」もしくは「回復計画（事業年度の末日が平成30年3月30日までの経過措置）」に基づき追加掛金を設定することとなります。

今般、信託協会を通じて「積立比率に応じて掛金を設定する方法」について、厚生労働省より計算方法を見直すことを検討している旨連絡を受けております。

#### ✓ 見直し内容

「翌事業年度における最低積立基準額の見込額」から「財政検証の基準日における最低積立基準額」を控除した額（翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額）が負の値となる場合は、零に置き換えることとする。

#### ✓ 適用時期

平成25年3月期以降の決算における財政検証に基づく掛金設定

#### ✓ 補足

上記内容を含む計算方法全体についての見直しを検討中であるが、上記については平成25年3月期決算より適用する可能性が高い。

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595

(参考：具体例)

非継続基準に抵触し「積立比率に応じて掛金を設定する方法」を適用している場合、厚生労働大臣宛てに以下の様式を提出することとなっています。

様式C7-ウ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）（抜粋）

<厚生労働省が検討中の掛金設定方法>

純 資 産 額 ①	10,000
財政検証の基準日における最低積立基準額②	20,000
翌事業年度における最低積立基準額の見込額③	19,000
積立水準の回復に必要な掛金の額④	1,400
積立金の額が最低積立基準額を下回る額(②-①)⑤	10,000
④以上⑤以下で規約で定める額⑥	1,400
積立金の積立てに必要な額(③-②+⑥)⑦	1,400
翌事業年度における掛金の額⑧	1,000
翌々事業年度に追加する特例掛金の額(⑦-⑧)⑨	400
⑨に係る特例掛金(掛金率または掛金額)⑩	
うち加入者負担分⑪	

③-②がマイナスとなる場合、  
③-②をゼロに読み替える。

ゼロに読み替えると⑦の額が大きくなるため、現行の掛金設定方法よりも特例掛金の額が増加する。

<現行の掛金設定方法>

純 資 産 額 ①	10,000
財政検証の基準日における最低積立基準額②	20,000
翌事業年度における最低積立基準額の見込額③	19,000
積立水準の回復に必要な掛金の額④	1,400
積立金の額が最低積立基準額を下回る額(②-①)⑤	10,000
④以上⑤以下で規約で定める額⑥	1,400
積立金の積立てに必要な額(③-②+⑥)⑦	400
翌事業年度における掛金の額⑧	1,000
翌々事業年度に追加する特例掛金の額(⑦-⑧)⑨	0
⑨に係る特例掛金(掛金率または掛金額)⑩	
うち加入者負担分⑪	

以上